

# 再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業実施要綱

(制定) 令和3年7月6日付3環地次第204号

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の再生可能エネルギー利用拡大を図るため、都外の再生可能エネルギー発電設備の新規導入に資する利用手法の確立を図ることで、脱炭素社会の実現を目指す「再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## (事業の概要)

第2条 都は、都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力調達に取り組む都内の電力需要家に対し、当該設備の設置に係る経費の一部を助成する。

## (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項により認定された発電事業に用いるものを除く。）
- 二 バイオマス 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）
- 三 再エネ設置地域 再生可能エネルギー発電設備を設置する場所が属する市町村
- 四 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2により経済産業大臣の登録を受けた者
- 五 電力需要家 特定の施設に対して、電気の供給を受け、当該施設で消費する事業を行う者
- 六 リース契約 本助成金の交付対象となる再生可能エネルギー発電設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するもの
  - ア 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
  - イ 借主が本助成金の利益を受けられるよう、リース料金から助成金相当分が減額されていること。
- 七 リース事業者 リース契約に基づき、助成対象設備のリースを行う者
- 八 リース使用者 リース契約に基づき、助成対象設備を使用する者

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別に定める期間中に助成対象設備を都外に設置し（当該設備による発電を行う事業者（以下「発電事業者」という。）が当該設備を設置する場合を含む。）、当該設備から得られた電気を都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に供給し、当該施設で消費するものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 助成対象設備の年間発電量が、当該電気を供給する施設の年間消費電力量の範囲内であること。
- 二 都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。
- 三 助成対象設備の導入に当たって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）における発電設備種別に応じた「事業計画策定ガイドライン」（最新版）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。
- 四 再エネ設置地域との関係構築（別に定める要件を満たすものに限る。）を行うものであること。

(助成対象事業者)

第5条 助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、助成対象事業を実施するものとする（第3項の場合を除く。）。

- 一 次に掲げる者のうち、いずれかに該当するものであること。

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

キ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

ク 特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等

ケ 法律により直接設立された法人

コ アからケまでに準ずる者として公社が適当と認める者

- 二 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたもの、東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられたもの、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないものに該当しないこと。

2 電力需要家が、別に定める期間中に都外に助成対象設備を設置する発電事業者との間で、当該設備から得られた電気を都内の特定の施設に対して供給する契約を締結し、又は締結しようとし、共同して助成対象事業を実施しようとする場合にあっては、当該発電事業者と共同で交付申請を行う場合に限り、助成金の交付対象とする。

また、当該供給に係る小売電気事業者を当該契約に含める場合は、当該交付申請の共同交付申請者とし、助成金の交付対象とすることができるものとする。

なお、交付申請を行う電力需要家、発電事業者及び小売電気事業者は、いずれも前項に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- 3 リース事業者が助成金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすときに限り、助成金の交付対象とする。
  - 一 リース事業者が第1項に掲げる要件を全て満たし、助成対象事業を実施するリース使用者とリース契約を締結していること。
  - 二 前号のリース使用者が、第1項および第2項に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - 三 リース事業者及びリース使用者が共同で交付申請を行うこと。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。
  - 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
  - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

#### （助成対象設備）

第6条 助成対象設備は、再生可能エネルギー発電設備であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項により認定された発電事業に用いるものでないこと。
- 二 未使用品であること。
- 三 助成対象設備の種別ごとに別に定める要件を満たすものであること。

#### （助成対象経費）

第7条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）のうち、別表に掲げるものとする。

#### （助成金額）

第8条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、都の予算の範囲内において、一の助成事業につき、200,000,000円を上限額とし、助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を除く。）に2分の1を乗じた額とする。

- 2 前項の場合において、助成対象事業について国又は他の地方公共団体から助成金の交付を受ける場合にあつては、前項により算定して得た額から当該助成金の額を控除した額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、助成対象事業において太陽光発電設備を設置する場合にあつては、第1項により算定して得た額又は太陽電池出力に1kW当たり15万円を乗じて得た額のいずれか

少ない額を助成金額とする。

4 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本事業の実施体制)

第9条 都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の規定による出えん金のほか、公社に対し、第4条から前条までに規定する助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

(本事業の実施期間)

第10条 本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- 一 助成金の交付申請の募集期間は、令和3年度から令和5年度までとする。
- 二 助成金の交付期間は、令和3年度から令和6年度までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年7月6日付3環地次第204号）

この要綱は、令和3年7月6日から施行する。

別表 助成対象経費

費目	内容
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要経費